

## 公益財団法人 長崎県食鳥肉衛生協会事業費補助金実施要綱

### (趣旨)

第1条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)に基づく食鳥の検査事業の推進並びに検査員の技術指導の実施と併せて食鳥処理業者等に対する食鳥検査の知識の普及を図るため、予算の定めるところにより、公益財団法人長崎県食鳥肉衛生協会事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、長崎県補助金等交付規則(昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。)及び長崎県県民生活部関係補助金等交付要綱(平成19年長崎県告示第369号。以下「交付要綱」という。)に定めるもののほか、この要綱(以下「実施要綱」という。)の定めるところによるものとする。

### (補助金の交付の申請)

第2条 補助金の交付の申請をする場合は、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて提出するものとする。

- (1) 事業計画書(様式第1号)
- (2) 収支予算書(様式第2号)
- (3) 暴力団排除に係る誓約書(様式第2号の2)
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 規則第4条の規定による申請書の提出期限は、申請に係る事業年度の4月10日とする。

### (承認を要しない変更)

第3条 交付要綱第5条第4項の別に定める場合は、補助額の増を伴わない次に掲げる変更とする。

- (1) 補助目的の達成に何ら支障がないと認められる経費の配分の変更
- (2) 対象経費の総額が2割を超えない範囲内での増減

### (実績報告)

第4条 この補助金に係る事業の実績報告は規則第13条第1項に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 事業報告書(様式第3号)
- (2) 収支精算書(様式第4号)
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 規則第13条第1項の規定による実績報告書の提出期限は交付要綱第6条第2項の定めにかかわらず、補助金に係る事業年度の翌年度の4月10日とする。

### (補助金の交付)

第5条 補助金は規則第16条第2項の規定により、概算払いの方法により交付できるものとする。

### 附 則

この実施要綱は、平成18年度の予算に係る補助金から適用する。

### 附 則

この実施要綱は、平成22年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この実施要綱は、平成24年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この実施要綱は、平成28年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この実施要綱は、平成29年度の予算に係る補助金から適用する。